

後期高齢者医療

歯科口腔健康診査(歯科健診)を

受診しましょう

千葉県後期高齢者医療広域連合では、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防し、口腔機能を維持・改善することを目的に、平成27年度に75歳になった被保険者の方を対象に、歯科健診を実施します。

と き

6月1日(水)～10月31日(月)

対象者

昭和15年4月2日～16年4月1日生まれの方

費用

歯科健診の窓口負担はありません。

※健診後の治療は有料となります。

健診項目

(口腔診査)

- ・ 歯と歯肉の状況(虫歯、歯肉の炎症、噛み合わせ等)
- ・ 口腔機能の状況(舌の動き、物を飲み込む力等)

(口腔衛生指導)

- ・ 虫歯、歯周疾患の予防法等

受診方法

対象者には、町からみどり色の案内(受診票)を送付しますので、希望される方

は健診協力医療機関に直接

予約し、受診してください。

必要なもの

- ・ 後期高齢者医療被保険者証
- ・ 受診票

対象医療機関

千葉県歯科医師会会員の健診協力医療機関

※案内に、町内と近隣市町協力医療機関の一覧を同封します。その他の医療

機関は、住民課国保年金班へお問い合わせください。

問 千葉県後期高齢者医療広域連合給付管理課給付第1班

☎043(216)5013

住民課国保年金班

☎(84)1214



納期限までに納めましょう

◎町税・保険料

平成28年度の町税等の納期限は下記のとおりです。納付が遅れると延滞金が発生するほか、滞納処分の対象となりますので、忘れずに納期限までに納めてください。口座振替を利用している方は、納期限に口座から引き落としされますので、残高の確認をお願いします。

税金・保険料	1期・全期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
軽自動車税	5月2日(月)							
固定資産税	5月31日(火)	8月1日(月)	9月30日(金)	11月30日(水)				
町県民税(普通徴収)	6月30日(木)	8月31日(水)	10月31日(月)	12月28日(水)				
国民健康保険税(普通徴収)	8月1日(月)	8月31日(水)	9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)	12月28日(水)	1月31日(火)	2月28日(火)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	8月1日(月)	8月31日(水)	9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)	1月4日(水)	1月31日(火)	2月28日(火)
介護保険料(普通徴収)	8月1日(月)	8月31日(水)	9月30日(金)	10月31日(月)	11月30日(水)	12月28日(水)	1月31日(火)	2月28日(火)

問 税務課収納対策班 ☎84-1212

◎自動車税

自動車税の納期限は、5月31日(火)です。自動車税納税通知書は、5月上旬に自動車税事務所から送付されますので、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア(一部を除く)などで納期限内に納めましょう。

なお、納期限まではインターネットを利用したクレジットカードでの納付もできます。

詳しくは、納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

問 自動車税事務所 ☎043-243-2721 東金県税事務所 ☎0475-54-0223



国民生活センターとはどんなところ？

国民生活センターとは、暮らしをより良くするために法律によってつくられた消費者のための国の機関です。全国の消費生活センター等と協力して暮らしに役立つ情報を提供し、消費生活センター等が行う相談業務を支援しながら、裁判外紛争解決手続き

(ADR)や相談解決のための商品テストなども行っています。

【国民生活センターホームページ】 <http://www.kokusen.go.jp>

問 消費生活相談室 ☎84-1233 ※お掛け間違いのないようにお願いします。